

敦賀発電所 1号機・2号機、美浜発電所 1号機・2号機の速やかなる廃炉に向けた検討を一層進めることを求める意見書（案）

平成 24 年 9 月に岐阜県原子力防災室が公開した「放射性物質拡散シミュレーション結果について」（11 月に追補版）では、岐阜県に最も近い敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、典型的な冬・春の気象条件をはじめ、複数の気象パターンにおいて池田町でも避難勧告地域と同等なる外部被曝量 20msv/年を超える地域が生じることが明らかにされました。

敦賀発電所とほぼ同位置には美浜発電所があり、池田町役場からは直線距離で約 50km、52km であり、いずれの発電所で原子力災害が発生しても被害想定は変わらないと考えられます。また、25 年 5 月 15 日、原子力規制委員会は敦賀発電所 2 号機の直下断層が「活断層である」と断定する評価報告書を正式にまとめました。

一方、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所の事故を教訓に、二度と原子力災害を起こさないことを目指して平成 24 年 6 月に改正され公布されました。同法では、発電用原子炉の運転可能期限を原則として 40 年と定めています。

現在、国内で 40 年を経過している発電用原子炉は敦賀発電所 1 号機・美浜発電所 1 号機（建設から 42 年）、美浜発電所 2 号機（建設から 40 年）の 3 基です。

従って、これら法の基本精神に則り、建設から 40 年を経過した 3 基と原子力発電所の直下に活断層のある疑いが極めて高く、危険度が極めて高い敦賀原子力発電所 2 号機の計 4 基を出来る限り速やかに廃炉にすべきと考えます。

池田町議会は、平成 23 年 12 月 12 日付けで、国に対して「原子力発電所に関する意見書」を提出し、その中で「確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り、原子力発電所の再稼働は慎重に検討されたい。同時に再生可能エネルギーを積極的に普及されたい」と訴えました。その後、大飯原子力発電所は再稼働に至り、法改正を経ても尚、敦賀・美浜発電所の廃炉に向け目に見えた進捗はないのが現状です。

原子力発電所から約 50km 圏の地域に住む住民として、安心・安全な暮らしを維持し、同時に将来を担う子供たちを健康被害から守るために、代替エネルギーの問題、雇用の問題等に更に積極的に取り組み、上記 4 基の原子力発電所の速やかなる廃炉に向けた検討を一層進めていただきたく、地方自治法第 99 条の規定により再度意見書の提出するものであります。

平成 25 年 6 月 18 日

池田町議会議長

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 平 田 健 二 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
経済産業大臣 茂 木 敏 充 様